

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度 (変更 令和 6 年度)
計画主体	御坊市

御坊市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 御坊市産業建設部農林水産課
所 在 地 和歌山県御坊市藺 3 5 0 番地 2
電 話 番 号 0 7 3 8 - 2 3 - 5 5 1 0
F A X 番 号 0 7 3 8 - 2 2 - 4 1 2 0
メールアドレス nousui@city.gobo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、タヌキ、アナグマ、ハクビシン、カラス
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	御坊市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻、野菜、花き	4 2 4 千円 0. 5 6 ha
ニホンジカ	果樹	1, 2 7 7 千円 0. 6 0 ha
ニホンザル	果樹	1, 0 6 1 千円 0. 3 2 ha
アライグマ	作物全般	1, 0 7 0 千円 0. 1 2 ha
タヌキ	果樹、野菜	3 9 0 千円 0. 1 0 ha
アナグマ	果樹、野菜	1 2 0 千円 0. 0 3 ha
ハクビシン	果樹	被害数値未把握
カラス	果樹	4 0 千円 0. 0 1 ha
その他	野菜	9 0 千円 0. 0 1 ha
合計		4, 4 7 2 千円 1. 7 5 ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

御坊市での鳥獣による農作物被害額（令和4年度）は、4, 4 7 2 千円と非常に高くなっており、被害が深刻化している。 地域別、鳥獣別にみると、イノシシは市内全域で水稻への被害が多く、深刻化している。ニホンジカ、ニホンザルは、湯川、藤田地区の柑橘類への被害が多くなっている。アライグマは、市内全域で農作物被害が報告されており、特に名田地区でのスイカの被害が大きい状況である。タヌキやアナグマは、アライグマ同様、市内全域で被害が発生している。カラスについては塩屋地区での柑橘類への被害がある。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和４年度）	目標値（令和８年度）
農作物の被害額		
イノシシ	４２４千円 ０．５６ha	３８２千円 ０．５４ha
ニホンジカ	１，２７７千円 ０．６０ha	１，１４９千円 ０．５４ha
ニホンザル	１，０６１千円 ０．３２ha	９５５千円 ０．２７ha
アライグマ	１，０７０千円 ０．１２ha	９６３千円 ０．０９ha
タヌキ	３９０千円 ０．１０ha	３５１千円 ０．０９ha
アナグマ	１２０千円 ０．０３ha	１０８千円 ０．０２ha
ハクビシン	被害数値未把握	被害数値未把握
カラス	４０千円 ０．０１ha	３６千円 ０．０１ha
その他	９０千円 ０．０１ha	３６千円 ０．０１ha
合計	４，４７２千円 １．７５ha	３，９８０千円 １．５７ha

(注) １ 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

２ 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	御坊市猟友会や、地域ぐるみで取り組んでいる地区への有害捕獲を推進するとともに、狩猟免許取得支援、有害捕獲への補助、有害動物の捕獲出動、捕獲檻の貸出等、農業者と猟友会、行政が一体となった捕獲体制を整えている。 また、有害捕獲については、国及び県補助と併せ、捕獲経費への助成を実施している。 有害鳥獣の中でもサルについては、一旦、檻に入ると出ることが出来ない「地獄檻」を設置して、地域ぐるみで捕獲に取り組んでいる。 アライグマについては、毎年、捕獲講習会を開催するとともに、ＪＡ紀州農業協同組合に	銃猟、わな猟共に夏期の山間地での有害捕獲は、気温の上昇、害虫等の問題があり、捕獲圧を高められない。 また、猟友会会員の高齢化を解消すべく、若者への免許取得の奨励も行っているが、地域により捕獲体制が整わない地域もあり、迅速な対応が出来ていない。 有害鳥獣の中でも特にイノシシは、山間部周辺のみではなく、近年では住宅周辺をはじめ広範囲に出没するようになっているため、わな捕獲等による広範囲での捕獲に努める必要がある。

	協力を要請し、わな猟免許保持者による指導、監督のもと農業者自らが補助従事者として捕獲を実施している。	
防護柵の設置等に関する取組	県と市による補助事業により、令和3年から令和5年度に市全体で総延長10,773m、受益面積8.44haへの設置を実施した。	防護柵の設置については、地域全体での取り組みを行っておらず、野生獣が防護柵の設置箇所以外に移動すると効果が無い。そのため、地域全体での防護柵の設置を進める必要がある。また、防護柵を設置しているほ場では、日常の維持管理の徹底に努めるとともに、老朽化した防護柵等の更新を行う必要がある。
生息環境管理その他の取組	市内全域をみると、地域により緩衝帯を設置し、集落に近寄らない工夫を施している。	緩衝帯の設置や放任果樹耕作地の除去など、今後、地域ぐるみで被害対策や被害防止技術の向上に努める必要がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

捕獲活動については、個々の取り組みも大切であるが、猟友会の協力により、地域や集落において、面的な被害防止が必要であり、市内全域で被害防止に取り組んで行く必要がある。 サルの被害防止については、今後、地域の意見を聞きながら、ICT技術を活用した取り組みも考えていきたい。 また、農業者や若中年層に対し、わな猟免許の取得を推進して捕獲圧を高めるとともに、集落全体の餌場価値を下げていくため、耕作放棄地に対する一人一人の意識改革が重要であることから、耕作放棄地解消に向けて市民への啓発活動に努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（1）対象鳥獣の捕獲体制

既存の体制（猟友会 御坊市分会等への依頼）を中心とした捕獲を継続し、猟友会の若手会員には有害捕獲従事者が少なく、農作物被害の多い地域等での捕獲活動の充実を進めていく。

・猟友会 御坊市分会（48名）

アライグマについては、紀州農業協同組合に協力を依頼し、わな猟免許所持者の指導監督のもと希望農業者が捕獲補助に従事している。

和歌山県鳥獣害アドバイザー研修への参加を推奨し、適正な捕獲方法や鳥獣害防止対策に力を入れている。

- （注） 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（2）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ タヌキ アナグマ ハクビシン	捕獲檻の購入、貸出し 捕獲体制の強化 狩猟免許取得支援 国庫事業や県補助金、市単独事業の活用
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ タヌキ アナグマ ハクビシン	捕獲檻の購入、貸出し 捕獲体制の強化 狩猟免許取得支援 国庫事業や県補助金、市単独事業の活用

令和 8 年 度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ タヌキ アナグマ ハクビシン	捕獲檻の購入、貸出し 捕獲体制の強化 狩猟免許取得支援 国庫事業や県補助金、市単独事業の活用
-------------	---	---

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
和歌山県鳥獣保護管理事業計画や和歌山県第二種特定鳥獣管理計画、第13次和歌山県鳥獣保護事業計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。 ・イノシシ 豚熱により個体数は減少したものの、再び個体数の増加傾向にある。農地周辺に出没する個体を中心に捕獲を行い、着実な被害の減少を目指す。 ・ニホンジカ 市北部、南部を問わず、市街地に近い林地において出没も顕著であり、過去に生息していない場所でも個体数の増加が懸念されている。個体数の大幅な増加が推察されるため、捕獲により着実な被害の減少を目指す。 ・ニホンザル 中山間地域において出没し、被害が発生しているため、捕獲や追い払いにより着実な被害の減少を目指す。 ・アライグマ 最近では市街地でも出没が多く報告されており、生活環境被害が発生している。そのため住民と協力して捕獲活動に努めている。また、農業被害については、猟友会及び紀州農業協同組合職員のわな猟免許保持者を中心に捕獲を継続する。 ・タヌキ及びアナグマ 市内全域に出没し、アライグマと同様の農業被害が発生しているため、猟友会を中心に捕獲を実施し被害の減少を目指す。 ・ハクビシン 多くの報告はないものの、市内一部において出没・被害が確認されている。生息数等未把握の部分が多いが、捕獲を中心とした対策により被害の軽減を目指す。 ・カラス 塩屋地区において被害が発生しているものの捕獲が困難であり、追い払いを中心として着実な被害の減少を目指す。

生息数や被害等は状況により変動があるため、柔軟に対応していく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ニホンジカ	120頭	120頭	120頭
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
アライグマ	200頭	200頭	200頭
タヌキ	150頭	150頭	150頭
アナグマ	200頭	200頭	200頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの捕獲については、被害地域をはじめ市内全域での捕獲を推進する。また、ニホンザルの集団捕獲（地獄罟の設置）や猟友会の協力による銃猟、わな猟の強化を図り、個体数の減少に取り組む。 また、その他小動物については、特に農業者にわな猟免許取得を推進し、箱わな、くくりわなを活用しながら、農地周辺に出没した個体を捕獲していく。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ ニホンザル アライグマ タヌキ アナグマ ハクビシン ニホンジカ	電気柵 延長 3,000m 受益面積 3.5ha (市内全域)	電気柵 延長 3,000m 受益面積 3.5ha (市内全域)	電気柵 延長 3,000m 受益面積 3.5ha (市内全域)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ タヌキ アナグマ	侵入防止柵の適正な管理、箱わなの設置推進	侵入防止柵の適正な管理、箱わなの設置推進	侵入防止柵の適正な管理、箱わなの設置推進

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記

入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	ニホンザル アライグマ	緩衝帯の設置、放任果樹の除去、耕作放棄地の解消
令和7年度	ニホンザル アライグマ	緩衝帯の設置、放任果樹の除去、耕作放棄地の解消
令和8年度	ニホンザル アライグマ	緩衝帯の設置、放任果樹の除去、耕作放棄地の解消

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

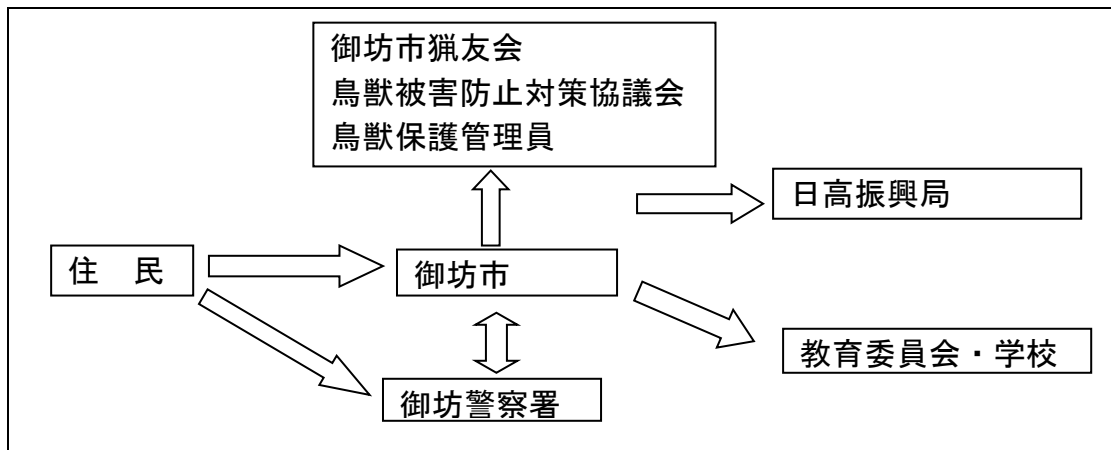
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
御坊市	関係機関への連絡、箱わな等の貸出、猟友会への捕獲依頼、被害場所付近の見回り
御坊市猟友会	有害鳥獣捕獲等の実施
日高振興局農業水産振興課	捕獲に係る情報共有、助言、共同活動
日高振興局衛生環境課	捕獲に係る情報共有、助言
御坊警察署	見回り等の実施、小中学校の通学路の監視
鳥獣保護管理員	活動協力

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、獣肉を地域資源としての有効利用を検討していく。また、有効利用できない獣肉については、埋設処分としているが、焼却可能な施設の設置等について広域的な見地から検討する必要がある。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲者が解体し、食肉として利用する。ペットフードや皮革等への利用は特にない。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
紀州農業協同組合	被害防止対策の協議及び狩猟免許取得推進
御坊市	被害防止対策の協議、有害鳥獣捕獲の協議
御坊市猟友会	被害防止対策への指導協力、有害鳥獣捕獲対応
紀州農業協同組合 組合員	被害防止に関し、農業者への指導啓発

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山県農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

なし

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

和歌山県鳥獣害アドバイザーの育成

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が特に重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要である。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。